

株式会社 郡山水産

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が日常業務に対し、リフレッシュをし、効率的・創造的な働き方を実現するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日までの4年間

2. 内 容

年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間平均7日以上とする。

<対策>

- 令和5年3月～
 - ・年次有給休暇の実態の調査
 - ・有給休暇取得促進への意識付けを徹底
- 令和5年4月～
 - ・年次有給休暇取得予定表による取得推進
 - ・3ヶ月ごとに有給休暇取得状況を集計し、取得状況により取得向上月間を設け取得しやすい環境をつくる
 - ・1年間ごとに平均取得率を集計し前年対比の調査を実施するとともに、有給休暇取得のさらなる定着と取得率向上を図る

株式会社 郡山水産

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい職場環境、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 当社の課題

課題1：出産・子育て等を機に（あるいはそれ以前に）、女性社員が退職する傾向にある。

課題2：育児休業取得率が低い、または平均取得期間が短い。

課題3：職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない。

3. 目標

目標：平均勤続年数を男女ともに10年以上とする。

4. 取組内容と実施時期

取組：離職を抑制するために、男女ともに安心して働けるような職場環境の整備を行う。

- 令和4年4月～ ・ハラスメント防止に対する取り組みを強化することで、
職場風土の改善を図る
- 令和4年5月～ ・育児・介護休業（休暇）制度、ハラスメント対策について従業員に周知と
情報提供を行う

女性の活躍に関する情報公表について

令和5年2月1日現在

<労働者に占める女性労働者の割合>

- ・正社員：28.4%
- ・パート：72%

<男女の平均継続勤務年数の差異>

- ・男性：18.7年
- ・女性：9.9年